

札幌市子どもの権利委員会について

1 設置根拠

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

「市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。」(第 47 条第 1 項)

2 役割

「権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。」(第 47 条第 2 項)

第 6 期権利委員会における具体的内容は以下のとおり。

- ① 子どもの権利の保障状況の調査・審議（各年度の取組状況報告についての審議）
- ② 「仮）第 2 次札幌市子どもの貧困対策計画」についての審議

3 委員の構成（第 6 期）

「権利委員会は、15 人以内の委員で組織します。」(第 47 条第 3 項)

「委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。」(第 47 条第 4 項)

・学識経験者	3 名
・人権専門家（弁護士）	1 名
・学校関係者	2 名
・PTA 関係者	1 名
・児童福祉関係者（児童養護施設）	1 名
・地域関係者（民生委員児童委員）	1 名
・公募委員（大人）	3 名
・公募委員（子ども）	3 名

4 委員の任期

2 年（再任可）

5 委員会の実施状況等

(1) 開催方法

- ・会場：子ども未来局会議室等
- ・日時：平日の17時～2時間程度（子ども委員に配慮）
- ・原則として公開（個人情報を含む場合などは、非公開の決定も可）
- ・会議録は、事前確認を経てホームページ上で公開（A委員、B委員等の表記）

(2) 過去の開催状況

【第1期】（平成21年11月～平成23年11月 計15回）

- 市の諮問を受け「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議
 - ・ 子どもの権利に関する広報活動についての審議、権利委員会お薦め本のとりまとめ

【第2期】（平成23年11月～平成25年11月 計11回）

- 「子どもを受け止め育む環境づくり」について答申
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第3期】（平成26年2月～平成28年1月 計10回）

- 「第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第4期】（平成28年5月～平成30年5月 計6回）

- 「札幌市子どもの貧困対策計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第5期】（平成30年9月～令和2年9月 計7回）

- 「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議